

再商品化義務があるか？ チェックしてみよう

特定事業者ではありません。

Q 1

次のいずれかの事業に一部でも携わっていますか？

・農林漁業 ・製造業 ・小売業 ・輸入業 ・飲食店 ・サービス業 ・一般社団法人等

No

Yes

Q 2

売上高が最も大きな事業はA・Bのうち、どちらに含まれますか？

A 製造業など（農林漁業、製造業）
一般社団法人等

B 卸売・小売・サービス業
（卸売業、小売業、輸入業、飲食店、サービス業）

A

B

Q 3

従業員数21人以上又は
年間総売上が2億4,000万円を
超えていますか？

Yes

従業員数6人以上又は
年間総売上が7,000万円を
超えていますか？

Yes

No

小規模事業者

Q 4

次のいずれかの行為を行っているか、あるいは他者に委託*していますか？

・商品の製造段階で容器や包装を使っている ・商品の販売段階で新たに容器や包装で包んでいる
・容器、包装に入った商品を輸入している ・容器を製造又は輸入している

No

Yes

* 他社への委託の場合については、次ページの詳しい説明を参考にしてください。

Q 5

関係する容器・包装は、商品や商品の付属品を入れたり包んだりするものですか？

「No」となるものには、商品以外のものに付されたもの（試供品、見本、ペットボトルのおまけの袋等）、
役務の提供に伴うもの（クリーニングの袋等）があります。

No

Yes

Q 6

関係する容器・包装は、中身商品と分離した時に不要となり、捨てられるものですか？

No

Yes

特定事業者です

帳簿保存（5年間）義務があります。

再商品化義務の有無を確認しましょう

Q 7

関係する容器・包装は、次の素材からできていますか？

・ガラス製 ・PET製 ・プラスチック製 ・紙製（段ボール、アルミ不使用の飲料用紙パック除く）
・これらを利用した複合素材

No

Yes

Q 8

最終的に家庭からごみとして排出されるものがありますか？

No

Yes

再商品化義務が生じます！

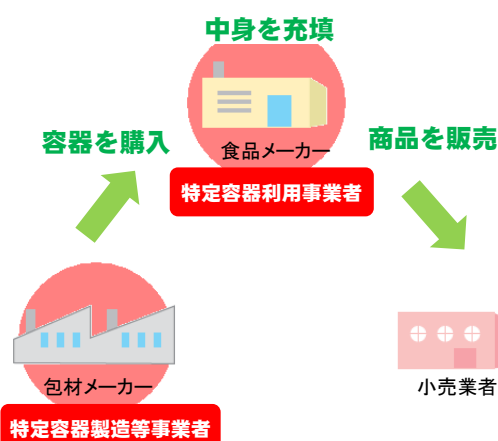
※ただし、帳簿の保存義務はあります。
再商品化義務は生じません。

こんなときは誰が 再商品化義務を負うの？

包材メーカーが容器を作り、食品メーカー等が中身を充填し、小売業者が商品を販売するという流れにも、様々なパターンがあります。それぞれのケースで誰が再商品化義務を負うのか、具体例を見てみましょう。

case
1

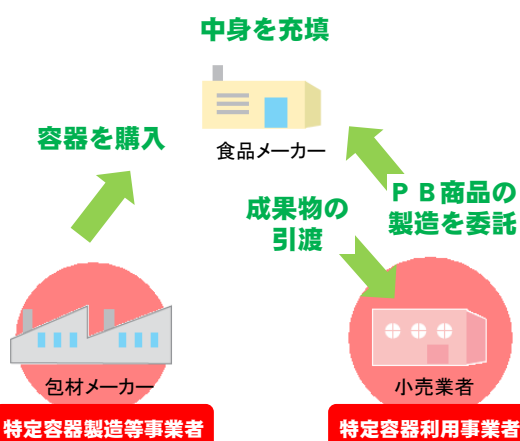
包材メーカーが製造した容器を使って、
食品メーカーが中身を充填する場合



食品メーカーが特定容器利用事業者、包材メーカーが特定容器製造等事業者となり、再商品化義務を負います。製品を仕入れ、そのまま販売する小売業者は義務を負いません。

case
2

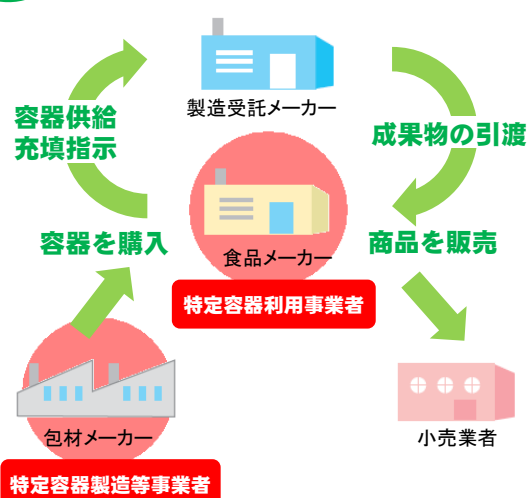
小売業者がPB(プライベートブランド)
商品の製造を食品メーカーに委託する場合



容器の素材や形について小売業者から指示があった場合は、小売業者と包材メーカーが再商品化義務を負います。PB商品の小売業者は負担義務のない食品メーカーに委託料を実質的に負担させるようなことを行ってはなりません。

case
3

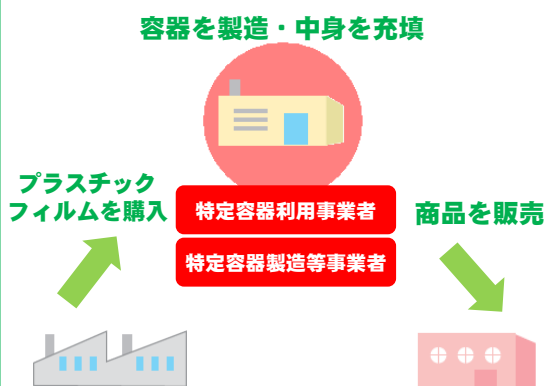
食品メーカーが中身の充填を
外部メーカーに委託する場合



実質的に容器の素材や形について決めるのは食品メーカーなので、食品メーカーと包材メーカーが再商品化義務を負います。

case
4

包材メーカーが容器の生地を作り、
食品メーカーが自社で容器を組み立て
中身を充填する場合



食品メーカーが特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者になり、再商品化義務を負います。(ただし、包材メーカーで製造される段階で、明らかに容器と分かる印刷や形状をしている場合は、包材メーカーが特定容器製造等事業者になります。)

まとめ

「容器を作る会社」と「利用する容器の素材や形を決定、指示する会社」
に再商品化義務が発生します。